一 生 徒 心 得 一

生徒は教科、特別活動および学校行事等のすべてに参加し、活動しなければならない。

1 登校・下校

- (1) 8時25分までに登校し、5時30分までには下校する。
- (2) 休業中の活動時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで とする。
- (3) 原則的に 12 月 29 日から 1 月 3 日までは登校しない。

2 服装・頭髪

- (1) 学校指定の制服を正しく着用すること。式典・行事は基準制服を着用する。
 - ○基準冬服(11月1日~4月30日)
 - ・男子:指定のブレザー・ネクタイ・シャツ(ブルー)・ス ラックスとする。
 - ・女子:指定のブレザー・リボン・シャツ(ブルー)・スカート・スラックス・白、黒、紺、無地ソックス(ワンポイント可)(ルーズソックス禁止)
 - スラックス着用時にネクタイの着用を認める。
 - ・基準制服として指定セーター・ベストを定める。ブレザー の下に指定セーター・ベストを着用することを認める。
 - ○基準夏服 (5月1日~10月31日)
 - ・男子:指定のシャツ(ブルー)・指定のポロシャツ(紺)
 - ・ネクタイ・スラックスとする。
 - ・女子: 指定のシャツ (ブルー) ・指定のポロシャツ (紺) リボン・スカート/スラックス・白、黒、紺、無地ソック ス (ワンポイント可) とする。
 - ・ネクタイ・リボンは着用しなくても可。

制服基準表

セーター	ベスト	カーディガン
着用可	着用可	着用不可
指定のもの	指定のもの	
本校 [A] イニシャル	本校 [A] イニシャル	
入り・紺	入り・紺	

※式典・行事以外は無地の白ワイシャツ・ブラウス・指定のポロシャツ(白)の着用を認める。

※※指定セーター・ベストでの登下校を認める。

☆夏服、冬服への移行期間を設ける。

- (2) 頭髪は、清潔なものとする。髪の毛に色を付けるなどの加工を施した場合は指導する。
- (3) アクセサリー等装飾品を身に着けることや化粧をすることを禁止する。
- (4) 履き物は、登下校には靴を、校内では指定の上履きを使用し、記名すること。
- (5) 本校生徒として、品位を保つ、清潔感の身だしなみを心掛けること。

3 問題行動

- (1) 暴言・暴力行為・いじめ
- (2) 盗み・万引き
- (3) 考査不正行為と類似行為
- (4) 飲酒・喫煙(同席・所持も含む)
- (5) 規定外の火気使用
- (6) オートバイ・自動車による通学(同乗も含む)
- (7) 校内での政治的活動
- (8) 授業中の携帯電話使用や着信音の鳴動 その程度によって特別な指導を行う場合がある。

4 許可を要する事項

- (1) 集会、催し物、施設用具の特別使用
- (2) 外部との競技、試合、集会、外部団体への加入
- (3) ポスターの掲示、ビラの配布、印刷物の刊行・配布
- (4) 早退・外出・活動延長
- (5) 休日の校舎・施設の利用
- (6) 募金、売買等の行為
- (7) アルバイト

注 (1)(2)(5)については所定の用紙を用いること。(3)についてポスターは生活指導部の許可を受けること。ビラ・印刷物は関係の先生に示し、承認を受けること。(4)については生徒手帳の該当欄に記入し、担任または関係の先生の許可を得ること。

5 掲示物許可について

- (1) 生活指導部の許可のないものは認めない。
- (2) 枚数は10枚以内とする。

6 届出事項

(1) 欠席、欠課、遅刻、早退は事前に連絡し、登校の際、生徒手帳 の該当欄に保護者が記入・捺印して届け出ること。

また、学校保健安全法に定める感染症にかかった場合は、直ち に届け出るとともに出席可能となった日以降に登校許可証(別 掲)を提示すること。

- (2) 1週間以上の病気傷害欠席は、医師の診断書を添えること。
- (3) 忌引きについて

親族が死亡した場合、以下のように忌引き日数を認める。

一親等(父母)

引き続く 7日

二親等(祖父母) 引き続く 3日

三親等(伯叔父母など)

1 日

同居家族

1 日

なお、葬儀が遠隔地で行われる場合は、その往復日数を加算する ことができる。

- (4) 生徒、保護者の住所変更および保護者の変更は、その旨直ちに 担任に届け出ること。
- (5) 家族または同居人に病原性の強い感染症にかかった者 が出た場合は、登校せずに直ちに届け出ること。

7 願い出事項

- (1) 転・退学願は理由を付し、保護者から願い出ること。
- (2) 休学願いは理由を付し、医師の診断書を添えて保護者から願 い出ること。休学は3ヵ月以上2ヵ年まで許可される。
- (3) 通学、在学、学生割引、卒業見込、成績等証明書は所定の手続 きにより、経営企画室に申し出ること。

8 校内生活

- (1) 校舎内では静粛にする。
- (2) 校内は清潔にし、清掃に協力すること。

- (3) 校具、施設は大切に扱い、破損の場合は関係の先生に直ちに届け出ること。場合によっては実費を弁償する。
- (4) 冷暖房器具の取り扱いには十分注意すること。
- (5) 図書館、保健室、進路指導室、部室を利用するときは、使用規定を守ること。
- (6) 定期考査1週間前より、中間考査の場合は成績点票提出日まで、期末考査の場合は成績会議の日まで職員室への出入りを禁止する。
- (7) グランド、コート以外では教育活動以外のスポーツ、遊戯はしないこと。

9 所持品

- (1) 生徒手帳は常に携帯すること。
- (2) 所持品には記名し、貴重品の番号等は控えておくこと。
- (3) 多額の金銭や貴重品は、なるべく持参しないこと。必要あって 持参した場合は、各自管理に注意すること。
- (4) 自転車・靴箱・ロッカー・部室等には必ず鍵をかけること。
- (5) 所持品の紛失または拾得物は、担任または生活指導部に届け出ること。

10 校外生活・旅行

- (1) 学校外においても常に本校生徒としての品位保って行動すること。
- (2) 高校生として相応しくない場所への出入りを禁止する。
- (3) 行動については、すべて保護者の許可を得ること。
- (4) 次の点に注意すること。
 - (a) 性別・体力・経験等に応じて余裕のある無理のない計画を立てること。
 - (b) 旅行計画について、無理があるとの指導を受けたときは再 考すること。